

国際社会で活躍できる 青少年育むプラン募集

手続きの流れ

※手続きの時期（とき）は状況により前後する場合があります。

○申請者は、助成対象事業に係る収入・支出を明らかにした帳票を備え付け、整備しておきます。

| 手続き | とき | 手続きを行うもの | 内容 |
|-------|------|--------------|---|
| 事業計画 | 4月 | 申請者 | 活動事業の計画、必要経費・自己資金の計算をします。 |
| 申請書提出 | 5月 | 申請者 | 申請書に事業計画書と収支予算書などを添えて、教育委員会生涯学習課に提出（申請）します。 |
| 審査 | 6月下旬 | 教育委員会 申請者 | 青少年健全育成活動事業選定委員会を開催し、申請に関する説明（プレゼンテーション）及び質疑応答を行い審査します。 |
| 決定 | 7月下旬 | 教育委員会 | 申請者宛に、採用の可否、採用の場合助成金の額などを通知します。 |
| 助成金請求 | 8月 | 申請者 | 採用決定通知の写しを添えて、助成金交付申請を教育委員会生涯学習課に提出します。 |
| 助成金交付 | 9月 | 教育委員会 | 助成金を指定の口座に振込みます。 |
| 事業実施 | — | 申請者 | 事業計画に変更があれば届出が必要です。 |
| 事業終了 | — | 申請者 | 実績報告書と一緒に事業実績書、収支決算書等を教育委員会生涯学習課に提出し、助成金を精算します。 |

※ 申請書はホームページからダウンロードできます。

夢をかたちに！

国際社会で活躍できるチャレンジ精神旺盛な
創造性あふれる人づくりを応援します。

青少年健全育成活動を行う団体・個人に

最大 30 万円を助成します

受付期間：令和3年4月12日（水）から5月31日（月）まで
対象期間：令和3年4月から令和4年3月までに実施する事業

小山市教育委員会事務局 生涯学習課 青少年係

〒323-8686 小山市中央町1-1-1

小山市役所5階（4月までは文化センター1階） 電話：22-9671

小野塚イツ子記念青少年健全育成活動事業助成金とは

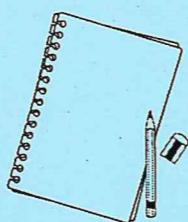
故小野塚イツ子氏（2003年没）の「小山市職員の非常に良い対応に接し、感激したので、私の財産を小山市に贈与したい」といった旨の遺志を受け、氏の遺贈金の一部をもとに小野塚イツ子記念青少年健全育成基金を創設しました。

この基金から、次代を担う青少年一人一人が、夢と希望をもって、心豊かにたくましく成長し、これからの国際社会で活躍できるような人材づくりのための様々な活動や事業に対して、経費の一部を助成するものです。

★ 事業計画をたてる時の目的

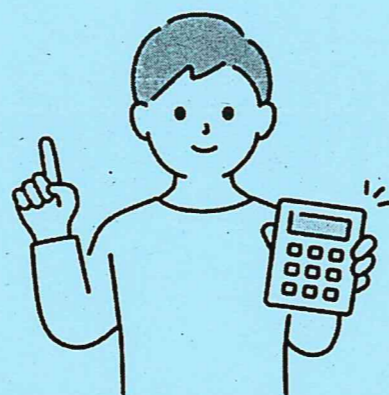
（例）子どもたちに

- どのようなことを身に付けてもらうか
- どのようなこと・ものを学んでもらうか
- どのような人になって欲しいか
- どのような興味や夢をもってもらうか



子どもたちが

- 何をしたいか
- 夢や希望を叶えるために
- できるボランティアは



★ 事業計画をたてる時の注意点

- 1 目的達成のための複数の手段を考える
- 2 適正な人員の配置（指導者を含む）
- 3 必要な事業費の算出（自己資金・負担金等）

★ この助成金を申請できる方

- 1 市内に1年以上住所を有する者又は1年以上の期間にわたって市内を中心に会則をもって活動する市民団体で、健全育成事業を行うもの。
- 2 市から別の補助を受けられる活動・事業及び政治、宗教、営利等に結びつく事業でないこと。
- 3 助成金交付の申請者は、助成対象事業の当事者（未成年者にあつては、保護者、学校長等の同意書が必要）であること。
- 4 同一事業で3年継続して 助成を受けたものは除く。

※ 詳しくは生涯学習課にお問い合わせ下さい。

★ 助成限度額は30万円（令和3年度予算総額150万円）

★ 助成対象となる事業例

| 事業 | 事業例 |
|-----------------------------|---|
| 国際貢献 海外活動事業 | 海外派遣事業 青少年海外協力隊（JICA）隊員として参加する等への支援事業 |
| 地域住民等による 子どもたちとの交流事業 | 子ども達が安全で安心な場所で活動できる事業 |
| 青少年ボランティア・ 指導者の育成に関する事業 | 中・高校生向けの研修 指導者講習 |
| その他青少年の人材育成、 健全育成に寄与する事業 | 青少年の非行防止に関する事業 青少年の人材育成及び健全育成を目的とする各種体験事業 講演会事業 |

※ 選考委員会では、事業趣旨に鑑み、事業内容毎に上記のような優先順位をつけ、これを尊重した審査を行います。

※ 対象に公募枠をもつなど不特定の青少年に配慮している事業を評価します。

★ 助成対象となる経費

| 経費 | 内容 |
|----------|---------------------------|
| 報償費 | 外部講師等に対する謝礼金 |
| 使用料及び賃借料 | 会場使用料、机賃借料、レンタル器具等の賃借料 |
| 教材費 | 教材として使用するテキスト、道具、書籍等の購入費 |
| 交通費 | 有料道路通行料金、車両の燃料費、電車賃等 |
| 宿泊費 | ホテル、旅館などの宿泊に係る基本料金 |
| 消耗品費 | 申請事業の実施に必要な機材、資材、食品等 |
| 印刷製本費 | チラシ、ポスター、冊子等の印刷製本費 |
| 通信運搬費 | 申請事業の案内等を送付するための切手代等 |
| 保険料 | 行事保険やボランティア等の保険等 |
| 修繕費 | 破損した建物、車両、機材等の現状回復に要する費用等 |
| 備品購入費 | 事業を継続して実施するために必要な物品の購入費 |
| その他 | 活動に必要な費用で市長が特に認めたもの |

★ 助成団体及び助成額（例）

| 年度 | 事業名 | 助成額(円) |
|-----|--------------------------------|---------|
| H30 | 夏休みこども将棋講習会及び長谷川プロ・小山市長杯争奪将棋大会 | 208,000 |
| H30 | 花桶かつぎ復興プロジェクト | 300,000 |
| H29 | 式根島訪問交流事業 | 200,000 |
| H29 | 童謡フェスティバル ～語りと歌でつづる野口雨情の世界～ | 230,000 |